



議案第 十四号

三朝町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金貸付けに関する

条例の設定について

次のとおり三朝町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金貸付けに関する条例を設定することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十四年三月十日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五十四年三月廿三日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第

号

三朝町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金貸付に
関する条例

(目的)

第一条 この条例は、老人居室及び障害者住宅の整備をするために必要な経費を貸付けることにより高令者と家族との間の好ましい家族関係の維持に寄与し、また障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(老人及び障害者の定義)

第二条 この条例において老人とは、六十歳以上の者とする。

2 この条例において障害者とは、次の各号に掲げる者とする。

一 身体障害者手帳の所持者で、その障害の程度が一級及び二級の者(身体障害児を含む。)

二 療育手帳の総合判定「A」に該当する精神薄弱者(精神薄弱児を含む。)

三 その他前各号に準ずる重度の障害者(児)であつて町長が特に認めたる者

(貸付対象者)

第三条 老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金の貸付けを受けることができる者は、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

一 三朝町に居住する者

二 老人居室整備資金については、親族たる老人と同居する者。障害者住宅整備資金については、障害者又は親族たる障害者と同居する者

三 居室等の整備を真に必要とし、自力による整備を行うことが困難な者

四 元利金の償還が確実であり、かつ、元利金の償還が確実な保証人がある者

(貸付けの対象となる工事)

第四条 貸付けの対象となる工事は、貸付けを受けることができる者が所有し、かつ、居住する住宅で（本人の直系尊族又は配偶者が所有し、本人の居住する住宅を含む。）老人居室整備資金にあつては、老人専用居室の増築または改築、障害者住宅整備資金にあつては、障害者の専用居室等の増改築または改造（維持補修的なものは除く。）とする。

(貸付金の限度)

第五条 この貸付対象者が貸付けを受けることができる金額は、老人居室整備資金にあ

つては一戸当り八十五万円以内、障害者住宅整備資金にあつては一戸当り百二十八万円以内とする。

(貸付け金の利率、償還期間及び償還方法)

第六条 老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金の貸付け金の利率は、年三・五パーセント以内とする。

2 老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金の償還期限は、十年以内とする。

3 老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金の償還方法は、原則として元利均等年賦償還とし町長の認めたる者に限り、月賦または半年賦とすることができる。ただし、老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)はいつでも繰上償還することができる。

(借入れの申込み)

第七条 老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、規則で定めるところにより借入申込書を町長に提出しなければならぬ。

(貸付決定)

第八条 町長は、老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金の借入れの申込書について申込内容を審査のうえ貸付けるかどうかを決定するものとする。

2 町長は、老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金を貸付けること又は貸付けないことを決定したときは、すみやかにその旨を規則で定めるところにより、借入申込者に通知するものとする。

(契約の締結)

第九条 前条の規定により、貸付決定の通知を受けた借入申込者は、規則で定める契約書により三朝町と契約を締結しなければならない。

2 町長は、貸付決定の通知をうけた借入申込者が貸付けの決定があつた日から起算して二箇月以内に前項の契約を締結しないときは、貸付決定を取消すものとする。

3 借受人は、老人居室整備工事及び障害者住宅整備工事の内容または工事費の算定基準が変更され、老人居室整備工事及び障害者住宅整備工事に要した又は要する費用の額が貸付金の額より低くなる場合は、既に支払いをうけた貸付金の額と当該費用との差額を直ちに返還し、規則で定めるところにより貸付契約の変更手続きをとらなければならない。

4 借受人は、前項の場合のほか老人居室整備工事及び障害者住宅整備工事の内容又は工事費の算定基準が変更されたときは、規則で定めるところにより貸付契約の変更手続きをとらなければならない。

(貸付金の支払時期)

第十条 貸付金の支払いは、借受人が老人居室整備工事及び障害者住宅整備工事の契約を締結した後において、町長が当該契約書の内容の審査又は必要に応じて行う現地調査等により、当該工事の履行が確実であると認めたとときに行うものとする。

(工事完了審査)

第十一条 借受人は、老人居室整備工事及び障害者住宅整備工事が完了したときは、すみやかに規則で定める工事完了届を町長に提出して工事の完了審査をうけなければならない。

5。
(財産の処分制限)

第十二条 借受人は、貸付金により取得し又は効用の増加した財産を町長が定める期日までは町長の承認をうけないうで貸付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸与し又は担保に供してはならない。

(期限前償還)

第十三条 町長は、借受人が次の各号の一に該当するに至つたときは、定められた償還期限前にその借受人に対し、貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。

- 一 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- 二 貸付金の償還を怠つたとき。
- 三 虚偽の申請その他不正な手段により貸付けをうけたとき。
- 四 貸付金により取得し又は効用の増加した財産を町長の承認をうけて処分したことにより収入があつたとき。

五 その他正当な理由がなく貸付条件に違反したとき。

(償還及び償還の猶予)

第十四条 借受人は、貸付け決定の通知書に定められた償還期限までに所定の元金及び利息を三朝町に償還しなければならない。

2 町長は、次の各号の一に該当する場合においてやむを得ないと認められるときは、老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金の全部又は一部の償還を規則で定めるところにより猶予することができる。

一 災害その他特別の事情により、借受人が定められた償還期限までに貸付金を償還することが著しく困難になつたと認められるとき。

二 その他借受人の責に帰することができない理由により、整備した住宅が滅失したとき。

(違約金)

第十五条 町長は、借受人が定められた償還期限までに貸付金を償還せず、又は第十三条各号に該当することを理由として第十三条の規定により請求をうけた金額を支払わなかつたときは、定められた償還期限の翌日から支払いの日までの日数に応じ、その延滞した金額につき年九八五パーセントの割合で計算した違約金を支払わなければならない。ただし、第十四条第二項各号に該当すると認められたときは、この限りでない。

附 則

(施行期日)

この条例は、昭和五十四年四月一日から施行する。



(三朝町老人居室整備資金貸付条例の廃止)

2. 三朝町老人居室整備資金貸付条例(昭和四十八年三朝町条例第十九号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3. この条例の施行前に旧条例により貸付けられた老人居室整備資金については、なお従前の例による。